

毎週火、金曜日発行（但休日に当る）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の役員の変更及び就任
- 昭和三十六年度第一次二等陸士、二等海士二等空士の募集期間
- 肥料の検査結果の公表
- 肥料の生産登録
- 建設業者の登録
- 土地改良区の成立

告示

鳥取県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一项の規定により告示する。

昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	住田 庄一	日野郡江府町大字佐川
"	野中 利八	"
"	前田喜太郎	"
"	下村 矛盾	"
"	松原、公明	"
"	森谷 英一	"
監事	上口 良知	"
"	加藤 寛	"

就任した役員の氏名及び住所

理事	住田 庄一	日野郡江府町大字佐川
"	野中 利八	"
"	前田喜太郎	"
"	下村 矛盾	"
"	松原 公明	"

"	松原 公明	"
"	下村 矛盾	"
"	前田喜太郎	"
"	野中 利八	"
理事	住田 庄一	日野郡江府町大字佐川

昭和三十五年十月五日通常総会において選挙の結果当選し十月十日就任、任期二年。

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	野津 儀市	米子市角盤町
"	加藤 晴光	道笑町
"	辻野 麻治	観音寺
"	大東 利英	車尾
"	竹内 一夫	目久美町
"	荒島 茂宣	旗ヶ崎
"	戸田 利昭	両三柳
"	坂根 嘉重	"
"	松田 宣之	上福原
"	安田 百隆	皆生
"	井上 光恵	東福原

"	戸田 義人	西福原
"	田沢 寿	彦名町
"	木村 活寿	"
"	木村 賢	大崎
"	渡辺 勇	境港市森岡町
"	松本 恒夫	渡町
"	浜田 政徳	外江町
"	浜田 義太郎	"
"	池淵 巖	花町
"	清水 純	上道町
"	竹下 虎義	竹内町
"	佐々木 官松	中野町
"	長山 英一	佐斐神町
"	松本 武俊	小篠津町
"	杵島 松太郎	米子市大篠津町
"	末吉 義光	和田町
"	門脇 彰	富益町
"	元椿 節	夜見町

就任した役員の名及び住所

監事	富谷 米	境港市竹ノ内町
"	門脇 亀栄	渡町
"	石谷 真春	米子市彦名町
"	小椋 智一	立町
理事	米川 恵博	米子市錦町
"	加藤 晴光	道笑町
"	辻野 麻治	観音寺
"	大東 利英	車尾
"	吉井 泰治	大谷町
"	二岡 慶三	安部
"	永井 友美	両三柳
"	坂根 嘉重	"
"	松田 宣之	上福原
"	安田 百隆	皆生
"	井上 光恵	東福原
"	森田 常蔵	"
"	湯沢 純平	彦名町

"	木村 活寿	"
"	木村 賢	大崎
"	渡辺 勇	境港市森岡町
"	松本 恒夫	渡町
"	足田 重利	外江町
"	浜田 増太郎	"
"	池淵 巖	花町
"	足立 只雄	上道町
"	竹下 虎義	竹ノ内町
"	佐々木 官松	中野町
"	足立 復四郎	佐斐神町
"	永井 為栄	新屋町
"	杵島 松太郎	米子市大篠津町
"	大西 節夫	和田町
"	木村 諒	富益町
"	森川 恒作	夜見町
"	竹内 一夫	目久美町
"	松本 正季	葭津

富谷 栄 境港市竹ノ内町
小椋 智一 米子市立町
昭和三十六年一月十六日臨時総代会において総選挙の結果当選し一月二十日就任、任期二年。

鳥取県告示第百二十八号

昭和三十六年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十六年三月一日から同年四月十五日までと定められたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条の規定により告示する。

昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十九号

肥料取締法（昭和三十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十五年十月から十二月までに実施した次の肥料の検査結果を、同条第五項の規

定により公表する。

昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

（十月分）

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち合格点数
石灰窒素	電気化学工業株式会社	一	〇
	江商株式会社	一	〇
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	一一	〇
	鳥取県中央農業協同組合連合会	一二	〇
	三菱化成工業株式会社	一	〇
	浦安農業協同組合	一	〇
	鹿野農業協同組合	四	〇
魚荒かす粉末	倉谷 久	六	〇
	（十一月、十二月分）		
硫酸アンモニア	東洋瓦斯化学工業株式会社	一	〇
第一種複合肥料	窒磷加肥料工業株式会社	四	〇
	宇部興産株式会社	二	〇

日産化学工業株式会社

一 〇

鳥取県中央農業協同組合連合会

五 〇

東郷農業協同組合

一 〇

魚かす粉末 鳥取県中央農業協同組合連合会

一 〇

鳥取県告示第百三十号

肥料取締法（昭和三十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。
昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量（パーセント）

生産業者の住所氏名

鳥取県第
三二七号

花見水稻一号
複合肥料

アンモニア性窒素
く溶性りん酸
内水溶性りん酸
水溶性加里

七〇・一
九三・一
九三・一

東伯郡東郷町字長和田五〇八の二
花見農業協同組合
組合長理事 山 崎 武三郎

鳥取県告示第百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿登録した。

昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録
（一）第七三〇号

昭三六、二、二五

山本組

八頭郡若桜町大字若桜一ノ二、山本 達夫

建設工事

鳥取県告示第百三十二号

気高郡気高町大字上光門脇光男はか十四人の者から申請のあつた上光土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十六年二月十八日成立した。

昭和三十六年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十四円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込まれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金を

円を添えて申し込めます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月極 二〇円(送料共)〕